

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 45 号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 6 月 1 日から瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により以下の規制を導入した。
- ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止
- (2) 令和 5 年度は、上記③について、令和 5 年 4 月 28 日から 5 月 31 日まで、6 月 18 日から 6 月 30 日まで、7 月 10 日から 7 月 31 日まで、11 月 4 日から 12 月 31 日まで及び令和 6 年 1 月 24 日から 3 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 6 年 4 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出することとする。

2. 委員会指示第 45 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から 3 日以内に水産庁に報告（現行は 5 日以内）

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R 6 年 4～5月	6月	7月	8～9 月	10～12 月	R 7 年 1月	2～3 月
数量	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン	※

※概ね 40 トンから全海区における令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

(参考) 今年度指示の時期別数量の実績 (令和 6 年 2 月 1 日現在)

時期	R 5 年 4～5月	6月	7月	8月	9～12月	R 6 年 1～3月	合計
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※(6.1トン)	37.4トン
実績	4.4トン	10.6トン	8.1トン	3.9トン	4.3トン	6トン	37.3トン
採捕 禁止	4/28-5/31	6/18-30	7/10-31	—	11/4-12/31	1/24-3/31	

※概ね 40 トンから全海区における令和 5 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの採捕数量の累計を差し引き、令和 4 年度の超過分 (2.6 トン) を差し引いた数量 ($40 - 31.3 - 2.6 = 6.1$)

全海区における令和 6 年 4 月 1 日からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合：令和 7 年 3 月 31 日まで採捕を禁止する。

(3) 指示の有効期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

3. 委員会指示(案)に違反した者への対応について

現行では、「瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 43 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針」に基づき、違反者に対しては、広域漁業調整委員会の会長名での指導文書の発出を行い、再度違反が確認された場合に、大臣に対して裏付け命令の申請をすることとしている。

本委員会指示による規制について 3 年が経過し、一定の周知・定着が図られていること、指示の有効期間である 1 年間の中で、より厳格なクロマグロ管理を行っていく観点から、違反が確認された場合は、直ちに裏付け命令の申請ができるようにするもの。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十五号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和六年三月六日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から三日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

(3) 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第45号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和6年3月6日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 45 号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の3(2)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を報告フォームに入力し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo@maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

(4) ファクシミリによる送信

報告サイトに掲載される別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号：03-3595-7332宛にファクシミリで送信する。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の3(2)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。

(2) 委員会指示の3(2)エに定める採捕した海域は、「S」(瀬戸内海)と記入するものとする。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第45号の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

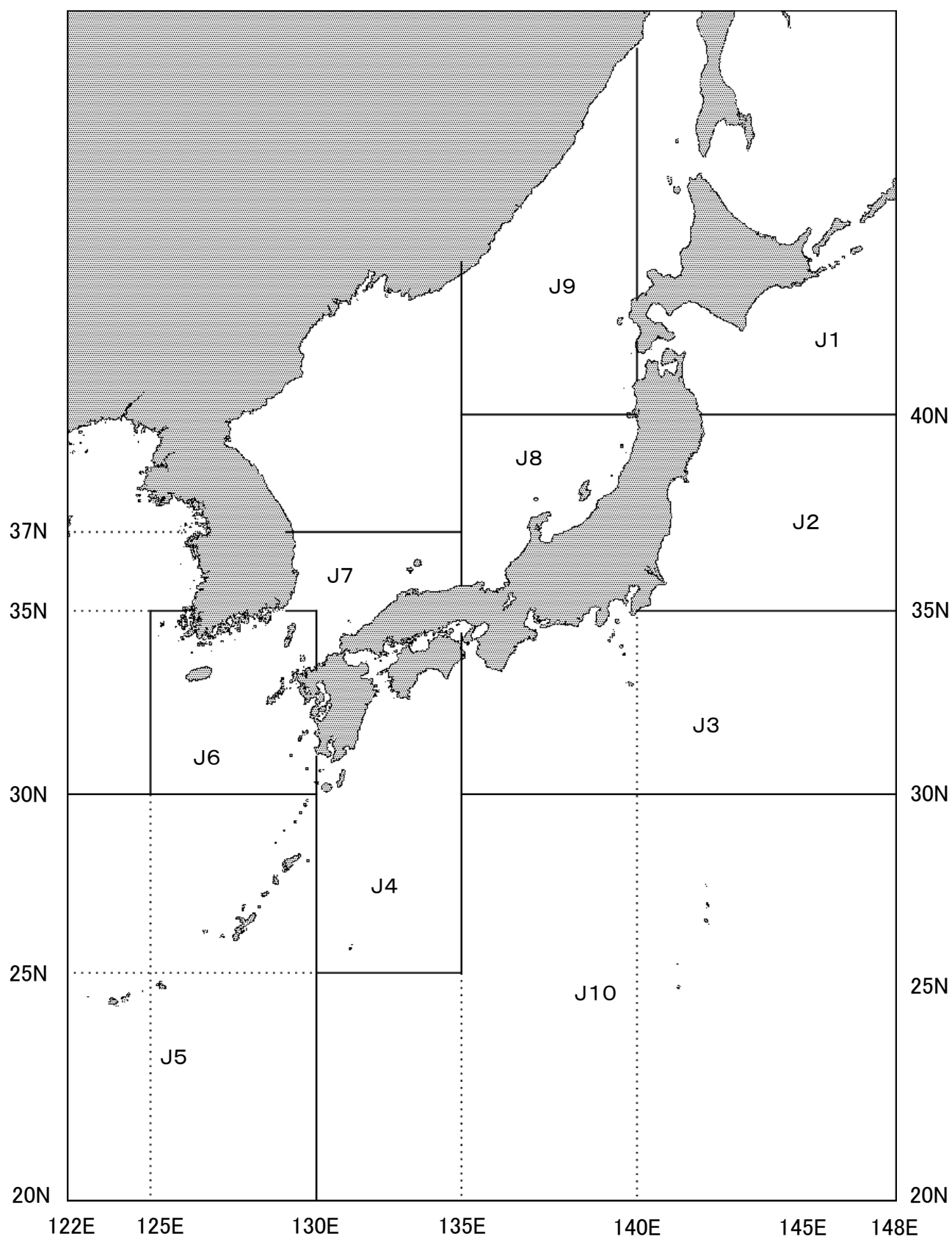
採捕した者の氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
遊漁船の名称・登録都道府県名※			
陸揚げした日	尾数	重量（kg）	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	

※ 遊漁船（遊漁船業者が乗客を漁場に案内するもの）を利用した場合に記載

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 45 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）新旧対照表

改正後	改正前
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 45 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 令和 6 年 3 月 6 日 瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 45 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。 ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。 2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。	瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 43 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 令和 5 年 3 月 16 日 瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 43 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに事務局として瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。 ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。 2. 会長は、上記 1 の報告を受け、必要と認めた場合、当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。 3. 上記 2 の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合は、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 45 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 6 年 3 月 6 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 45 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。